

台東区区有施設の受動喫煙防止対策に関する方針

1 目的

この方針は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年7月東京都条例第75号。以下「都条例」という。）に基づき、本区の区有施設が講じるべき受動喫煙防止対策を示し、区民をはじめとする施設利用者の健康の保持・増進を図り、かつ快適な施設環境の形成を促進することを目的とする。

2 基本的な考え方

本区の区有施設については、屋内、屋外のいずれも禁煙（敷地内禁煙）を原則とし、対策を講じるものとする。

また、路上での喫煙対策、喫煙場所の確保等の観点から、分煙施設となる公衆喫煙所の整備を合わせて進めていくものとする。

3 定義

この方針に掲げる用語の意義は、この方針において以下に定めるもののほか、都条例の例による。

- (1) 公衆喫煙所 地域の実情に応じて区が取り組む屋内外の公衆用の喫煙場所
- (2) 施設管理者 施設を管理する課等の長

4 対象となる施設

都条例第2条に定める第一種施設及び第二種施設に該当する区有施設

5 受動喫煙防止対策

区有施設については、屋内、屋外のいずれも禁煙（敷地内禁煙）を原則とする。

なお、第一種施設については屋外に、第二種施設については屋内あるいは屋外に、公衆喫煙所の設置を可能とする（都条例第2条第1項第5号の口の保育所、幼稚園、小学校、中学校等は除く。）。ただし、第二種施設及び複合施設（第一種及び第二種施設が同一の建物にある施設）において施設の態様や利用状況等により、当面の間、施設利用者を対象とした喫煙専用室又は喫煙場所の設置が必要な施設は別に定める。

施設の類型ごとの受動喫煙防止対策の一覧については下表のとおり。

施設管理者は、都条例及び本方針に基づき、必要な受動喫煙対策を講じるとともに、区民や施設利用者等に対し理解と協力を求めるものとする。

【表】受動喫煙防止対策

施設の類型		屋内	屋外（敷地内）
第一種施設	① 保育所、幼稚園、小学校、中学校 等	禁煙	禁煙
	② 病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎 等	禁煙	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可）
第二種施設	第一種施設以外の多数の者が利用する施設	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可※）	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可※）
複合施設	第一種施設及び第二種施設が同一の建物にある施設	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可※）	禁煙 （公衆喫煙所であれば設置可※）

※ただし、特段の理由がある場合のみ、施設利用者を対象とした喫煙専用室等の設置可

6 方針の実施時期等

- (1) この方針は、令和元年7月1日から実施する。
- (2) この方針は、適宜見直しを行うものとする。